



JSG ニュースレター

「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）予防と 感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例」が 立法院を正式通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2020（民国 109）年 2 月 25 日付で「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）予防と感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例」（以下「特別条例」）が立法院を正式通過（三読通過）しました。施行期間は2020年1月15日から2021（民国 110）年6月30日までとありますが、第 12 条から第 16 条までの罰則規定については当該条例の公布日から施行されることとなりました。COVID-19 の流行は世界経済に打撃を与えており、国民全体による疾病予防は国民全体の共通認識及び義務となっています。特別条例では、租税奨励措置を適用し、疾病予

防休暇中（中国語：防疫假）の従業員に対し給与を支払うよう営利事業に奨励しています。企業及び従業員双方の権利・利益を保障するため、営利事業は従業員が法に基づき申請する疾病予防休暇に関する規定に留意する必要があります。

特別条例のポイント

- 従業員は疾病予防規定に従って疾病予防休暇を申請し、営利事業は当該規定に従って従業員に休暇を付与するとともに、従業員のあるべき権利と利益を保障しなければならない。当該規定に違反した場合、100 万元以下の罰金が科されます。
- 特別条例は、疾病予防休暇中の従業員に対する給与の支払を企業に強制するものではありません。政府は、国民の疾病予防に対する協力を奨励するために、一定の条件を満たした場合は政府に対して補償申請が可能になるほか、企業が従業員に休暇中の給与を支払うことで、疾病予防に協力する国民が積極的且つ安心して疾病予防活動に協力できるようになることを期待しています。特別条例第 4 条では、営利事業が規定に基づき従業員に支払った疾病予防休暇中の給与については、当該給与金額の 200%を当年度の営利事業所得額から控除できる旨を規定しています。但し、営利事業が従業員に支払った上記の給与金額にその他の法律で規定する租税優遇措置を適用する場合は、当該規定は適用できないものとしています。営利事業が従業員に疾病予防休暇中の給与を支払っている場合、営利事業所得税の申告時に、本租税優遇措置を正しく適用するよう留意ください。

ご参考：[条例原文（中国語）](#)



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte（“DTTL”）はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

立法院三讀通過「嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 防治及紓困振興特別條例」

立法院 109 年 2 月 25 日三讀通過「嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 防治及紓困振興特別條例」，施行期間自 109 年 1 月 15 日起至 110 年 6 月 30 日止，但第 12 至 16 條之處罰規定自條例公布日施行。COVID-19 疫情衝擊全球經濟，全民防疫是全民應有之共識及義務。特別條例採取租稅獎勵措施，鼓勵營利事業給付員工防疫假期間的薪資，謹提醒營利事業應注意員工依法請防疫假的規定，以保障企業和員工的權益：

本條例的觀點

- 員工配合防疫規定請防疫假，營利事業應依規定給假並保障員工應有的權益，如違反相關規定將被裁處 100 萬元以下罰鍰。

- 特別條例不強制企業給付員工防疫假期間的薪資，政府為鼓勵國民配合防疫工作，除訂定符合一定條件者可向政府申請防疫補償外，也期望企業能給付員工請假期間的薪資，讓應配合防疫工作的國民能積極且安心配合防疫工作，於特別條例第 4 條訂定，營利事業給付員工依規定請防疫假期間薪資，該薪資金額之百分之二百，得自當年度營利事業所得額中減除。惟營利事業給付上述員工之薪資金額已適用其他法律規定之租稅優惠者，則不得適用。營利事業如有給付員工防疫假薪資者，於申報營利事業所得稅時要記得正確適用本項租稅優惠規定。

參考：[條例原文](#)



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利